

PWM日本証券株式会社の取引約款・規定集 新旧対照表

2021年4月

2021年5月10日を効力発生日として、取引約款・規定集を改定いたします。

(下線部分が改正箇所となります。)

| (新) | (旧) |
|--|--|
| お客様に知っていただきたい取引上の留意点 | |
| 2. 口座開設にあたっては本取引約款・規定集をお受取りのうえ、 <u>当社所定の方法で申し込んでいただきます。</u> | 2. 口座開設にあたっては本取引約款・規定集をお受取りのうえ、総合取引申込書を漏れなくお客様ご自身でご記入ください。 |
| 反社会的勢力でないことの確約に関する同意 | |
| <u>総合取引の申込みをする際に、下記の文章をお読みいただき、反社会的勢力でないことの確約に関して同意をお願いいたします。</u> (現行どおり) | <u>総合取引申込書を記入する際に、下記の文章をお読みいただき、反社会的勢力でないことの確約に関して同意をお願いいたします。</u> (省略) |
| アカウントビューサービス利用約款 | |
| 第2条 (対象サービス) 本サービスは、 <u>次の各項に掲げる機能</u> を提供するものです。必ず、各機能の詳細をご確認ください。 1～2 (現行どおり) ①ご注文の確認・承認には、十分な注意をもってご対応ください。 万が一、担当 I F A が誤って注文入力していた場合であっても、お客様が承認されたことをもって、当社は正規の注文として執行いたします。 <u>したがって、お客様が意図していなかった注文が執行された場合であっても、注文訂正はいたしかねます。</u> ②～③ (現行どおり) 3 (現行どおり) ①ご注文の確認・承認には、十分な注意をもってご対応ください。 万が一、担当 I F A が誤って注文入力していた場合であっても、お客様が承認されたことをもって、当 | 第2条 (対象サービス) 本サービスは、 <u>下記第1項から第5項の機能</u> を提供するものです。必ず、各機能の詳細をご確認ください。 1～2 (省略) ①ご注文の確認・承認には、十分な注意をもってご対応ください。 万が一、担当 I F A が誤って注文入力していた場合であっても、お客様が承認されたことをもって、当社は正規の注文として執行いたします。 <u>よって、お客様が意図していなかった注文が執行された場合であっても、注文訂正はいたしかねます。</u> ②～③ (省略) 3 (省略) ①ご注文の確認・承認には、十分な注意をもってご対応ください。 万が一、担当 I F A が誤って注文入力していた場合であっても、お客様が承認されたことをもって、当 |

| (新) | (旧) |
|---|--|
| <p>社は正規の注文として執行いたします。 <u>したがって</u>、お客様が意図していなかった注文が執行された場合であっても、注文訂正はいたしかねます。</p> <p>②～③ (現行どおり) 4～5 (現行どおり)</p> <p><u>6 お客様情報の変更機能</u></p> <p><u>お客様は、次の各号に掲げのご登録いただいたお客様情報をアカウントビュー上で変更することができます。</u></p> <p>① <u>氏名</u> ② <u>フリガナ</u> ③ <u>郵便番号</u> ④ <u>住所</u> ⑤ <u>続柄</u> ⑥ <u>電話番号</u> ⑦ <u>携帯電話番号</u> ⑧ <u>職業</u> ⑨ <u>勤務先名 (屋号)</u> ⑩ <u>所属部署</u> ⑪ <u>役職</u> ⑫ <u>勤務先電話番号</u> ⑬ <u>勤務先住所</u> ⑭ <u>投資の経験年数</u> ⑮ <u>投資目的</u> ⑯ <u>資金の性格</u> ⑰ <u>資産の状況</u> ⑱ <u>収入の状況</u></p> <p>第6条 (権利の帰属) 本サービスが保有、<u>又は</u>提供する情報等に関する一切の権利 (著作権を含み第三者に帰属するものを除く。) は当社に帰属します。</p> <p>第7条 (サービスの変更・一時停止・中止・解約)</p> | <p>社は正規の注文として執行いたします。 <u>よって</u>、お客様が意図していなかった注文が執行された場合であっても、注文訂正はいたしかねます。</p> <p>②～③ (省略) 4～5 (省略) <u>(新設)</u></p> <p>第6条 (権利の帰属) 本サービスが保有、<u>若しくは</u>提供する情報等に関する一切の権利 (著作権を含み第三者に帰属するものを除く。) は当社に帰属します。</p> <p>第7条 (サービスの変更・一時停止・中止・解約)</p> |

| (新) | (旧) |
|--|--|
| <p>1 本サービスは、当社の都合により、お客様の承諾<u>又は</u>お客様への通知なしに、内容の変更・中止を行うことがあります。</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>第9条 (免責事項)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>①本サービスに含まれる情報等及びそれらに付随する情報配信等の<u>遅延</u>、欠陥又は不作為から生じた損害</p> <p>②当社の<u>責</u>に帰すべき事由によらず、お客様のユーザID、パスワード及び取引情報等が<u>漏えい</u>し、<u>又は</u>盗用されたことによる損害</p> <p>③～⑦ (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>第10条 (お客様情報のセキュリティ管理)</p> <p>当社は、ファイアーウォールとユーザID、パスワードによる認証方式を利用し、更に通信にSSLを利用することによりお客様情報のセキュリティを確保しております。</p> <p>本サービスの口座情報の閲覧が、お客様の同意なしに行われたと考えられる場合には、担当I F A <u>又は</u>当社まで至急ご連絡ください。</p> | <p>1 本サービスは、当社の都合により、お客様の承諾<u>もしくは</u>お客様への通知なしに、内容の変更・中止を行なうことがあります。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>第9条 (免責事項)</p> <p>1 (省略)</p> <p>①本サービスに含まれる情報等及びそれらに付随する情報配信等の<u>遅滞</u>、欠陥又は不作為から生じた損害</p> <p>②当社の<u>責め</u>に帰すべき事由によらず、お客様のユーザID、パスワード及び取引情報等が<u>漏洩</u>し、盗用されたことによる損害</p> <p>③～⑦ (省略)</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第10条 (お客様情報のセキュリティ管理)</p> <p>当社は、ファイアーウォールとユーザID、パスワードによる認証方式を利用し、更に通信にSSLを利用することによりお客様情報のセキュリティを確保しております。</p> <p>本サービスの口座情報の閲覧が、お客様の同意なしに行われたと考えられる場合には、担当I F A <u>若しくは</u>当社まで至急ご連絡ください。</p> |
| 総合取引約款 | |
| <p>第5条 (申込方法)</p> <p>1 お客様は、<u>当社所定の方法で総合取引口座の開設を申込み際に、必要事項及び共通番号</u> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」といいます。)) 第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。) を当社へ提出することによって、総合取引を申込みものとし、当社がこれを承諾し、口座開設等当社所定の手続きを完了した時点から総合取引を開始することができます。</p> | <p>第5条 (申込方法)</p> <p>1 お客様は、<u>当社所定の申込書に必要事項及び共通番号</u> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」といいます。)) 第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。) を<u>記入し、署名・捺印</u> (当社「お届け出印」となります。) のうえこれを当社へ提出することによって、総合取引を申込みものとし、当社がこれを承諾し、口座開設等当社所定の手続きを完了した時点から総</p> |

| (新) | (旧) |
|--|---|
| <p>なお口座開設は、原則として、お一人様一口座とさせていただきます。</p> <p>お客様の申込みに対し、当社は審査のうえ、申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>また、当社において使用可能な文字以外でお届出いただいた場合には、当社において使用可能な文字へと置き換えさせていただきます。</p> <p>2 前項の申込みの時に<u>おいて</u>犯罪収益移転防止法及び番号法に規定される本人確認書類及び当社がお客様のご本人確認を行うために必要と認める書類等（以下総称して「本人確認書類等」といいます。）を当社へご提出いただきます。本人確認書類等をご提出いただけない場合等には、当社はお取引を開始せず、又は停止することがあります。</p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>第5条の2（当社への届出事項）</p> <p>1 <u>当社に届出された</u>住所、氏名又は名称及び生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、住所、氏名又は名称、生年月日及び共通番号等とします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第34条（累積投資の申込方法）</p> <p>1 お客様は、当社所定の<u>方法</u>により累積投資口ごとに、当社が取扱う有価証券の累積投資取引契約（以下本章において「契約」といいます。）を申し込んでいただきます。なお、外国証券にかかる累積投資口の申込みの場合、あらかじめ又は同時に外国証券取引口座約款に基づく口座の開設が必要になります。</p> <p>2 <u>すでに他の累積投資口において前項の方法により申込みが行われ契約が締結されているときは</u>、第</p> | <p>合取引を開始することができます。</p> <p>なお口座開設は、原則として、お一人様一口座とさせていただきます。</p> <p>お客様の申込みに対し、当社は審査のうえ、申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>また、当社において使用可能な文字以外でお届出いただいた場合には、当社において使用可能な文字へと置き換えさせていただきます。</p> <p>2 前項の<u>申込書に添えて</u>犯罪収益移転防止法及び番号法に規定される本人確認書類及び当社がお客様のご本人確認を行うために必要と認める書類等（以下総称して「本人確認書類等」といいます。）を当社へご提出いただきます。本人確認書類等をご提出いただけない場合等には、当社はお取引を開始せず、又は停止することがあります。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第5条の2（当社への届出事項）</p> <p>1 <u>当社所定の申込書に捺印された</u>印影、記載された住所、氏名又は名称及び生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、<u>お届出印、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等</u>とします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第34条（累積投資の申込方法）</p> <p>1 お客様は、当社所定の<u>申込書に必要事項を記入することにより各</u>累積投資口ごとに、当社が取扱う有価証券の累積投資取引契約（以下本章において「契約」といいます。）を申し込んでいただきます。なお、外国証券にかかる累積投資口の申込みの場合、あらかじめ又は同時に外国証券取引口座約款に基づく口座の開設が必要になります。</p> <p>2 <u>すでに他の累積投資口において前項の方法により申込みが行われ契約が締結されているときは</u>、第</p> |

| (新) | (旧) |
|--|--|
| <p>1 回目の払込金の払込をもって当該累積投資口（所定の<u>方法</u>により申込みが行われ契約が締結されている場合を除く。）の契約の申込みが行われたものとします。</p> <p>第 56 条（免責事項）</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>④当社が第 50 条により金銭を指定口座へ振込んだ後に損害が発生したとき</p> <p>⑤当社所定の手続きによる返還もしくは振替の申出がなかったため、お預りした有価証券又は金銭を返還又は振替しなかったことにより損害が発生したとき</p> <p>⑥ (現行どおり)</p> <p>⑦ (現行どおり)</p> <p>⑧ (現行どおり)</p> <p>⑨ (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 57 条（届出事項の変更手続き等）</p> <p>1 氏名及び住所等申込事項に変更があるときは、お客様は当社所定の手続き（当社が必要と定める公的な書類の添付を含む）によって、遅滞なく当社にお届出ください。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>2 お客様について、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判又は任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、直ちにその旨を当社所</p> | <p>1 回目の払込金の払込をもって当該累積投資口（所定の<u>申込書</u>により申込みが行われ契約が締結されている場合を除く。）の契約の申込みが行われたものとします。</p> <p>第 56 条（免責事項）</p> <p>1 (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④<u>当社所定の証書等に捺印された印影と第 5 条のお届出印の印影を当社で相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったことにより損害が発生したとき</u></p> <p>⑤当社が第 50 条により金銭を指定口座へ振込んだ後に損害が発生したとき</p> <p>⑥当社所定の手続きによる返還もしくは振替の申出がなかったため、<u>又は捺印された印影がお届出印と相違するためお預りした有価証券又は金銭を返還又は振替しなかったことにより損害が発生したとき</u></p> <p>⑦ (省略)</p> <p>⑧ (省略)</p> <p>⑨ (省略)</p> <p>⑩ (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 57 条（届出事項の変更手続き等）</p> <p>1 氏名、<u>住所及びお届出印等</u>申込事項に変更があるときは、お客様は当社所定の手続き（当社が必要と定める公的な書類の添付を含む）によって、遅滞なく当社にお届出ください。</p> <p>2 <u>この約款に基づいて当社にお届出印として登録していただいた印鑑の印章を紛失した場合には、直ちに当社所定の方法によりお届出ください。</u></p> <p>3 お客様について、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判又は任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、直ちにその旨を当社所</p> |

| (新) | (旧) |
|---|--|
| <p>定の方法によりお届けください。</p> <p><u>3</u> お客様が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社所定の方法により直ちにお届けください。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p><u>4</u> 第1項から第3項のお申出があったとき、当社は、戸籍謄本、住民票の写し、印鑑証明書等の書類及びその他当社が必要と認めた書類をご提出又は個人番号カード等をご提示いただくことがあります。この場合に、印鑑証明書がないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書のご提出を求めることがあります。</p> <p><u>5</u> 第1項から第3項のお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了するまでは、お取引による金銭の支払い、有価証券の返還、振替有価証券の振替又は抹消、契約の解約のご請求等には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> | <p>定の方法によりお届けください。</p> <p><u>4</u> お客様が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社所定の方法により直ちにお届けください。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p><u>5</u> 第1項から第4項のお申出があったとき、当社は、戸籍謄本、住民票の写し、印鑑証明書等の書類及びその他当社が必要と認めた書類をご提出又は個人番号カード等をご提示いただくことがあります。この場合に、印鑑証明書がないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書のご提出を求めることがあります。</p> <p><u>6</u> 第1項から第4項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了するまでは、お取引による金銭の支払い、有価証券の返還、振替有価証券の振替又は抹消、契約の解約のご請求等には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> |
| <p>外国証券取引口座約款</p> | |
| <p>第7条 (配当等の処理)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 お客様は、前項第1号に定める配当金、同項第2号イ及びロに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭 (以下「配当金等」といいます。) の支払方法については、当社所定の<u>方法</u>により当社に指示するものとします。</p> <p>第24条の2 (届出事項)</p> <p>お客様は、住所 (又は所在地)、氏名 (又は名称) 及び共通番号等を当社所定の<u>方法</u>により当社に届出るものとします。</p> <p>第25条 (届出事項の変更届出)</p> <p>お客様は、当社に届出た住所 (又は所在地)、氏名 (又は名称) 及び共通番号等に変更のあったとき</p> | <p>第7条 (配当等の処理)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 お客様は、前項第1号に定める配当金、同項第2号イ及びロに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭 (以下「配当金等」といいます。) の支払方法については、当社所定の<u>書類</u>により当社に指示するものとします。</p> <p>第24条の2 (届出事項)</p> <p>お客様は、住所 (又は所在地)、氏名 (又は名称)、<u>お届出印</u>及び共通番号等を当社所定の<u>書類</u>により当社に届出るものとします。</p> <p>第25条 (届出事項の変更届出)</p> <p>お客様は、当社に届出た住所 (又は所在地)、氏名 (又は名称) 及び共通番号等に変更のあったとき、</p> |

| (新) | (旧) |
|--|---|
| <p>は、直ちにその旨を当社所定の<u>方法</u>により当社に届出るものとします。</p> <p>第 30 条 (免責事項)</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;"><u>(削除)</u></p> | <p>又はお届け出印を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の<u>手続</u>により当社に届出るものとします。</p> <p>第 30 条 (免責事項)</p> <p style="text-align: right;">(省略)</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③<u>当社所定の書類に押印した印影とお届け出印とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</u></p> |
| MRF 累積投資約款 | |
| <p>第 2 条 (申込方法)</p> <p>1 お客様は、<u>当社所定の方法</u>によって契約を申込みさせていただきます。</p> <p>2 契約が締結されたときは、当社は直ちに MRF 累積投資口座を設定いたします。</p> <p>第 10 条 (申込事項等の変更)</p> <p>1 氏名及び住所等の<u>申込事項</u>に変更があったときは、お客様は<u>当社所定の方法</u>によって遅滞なく当社に届出ていただきます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 11 条 (その他)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;"><u>(削除)</u></p> <p>①<u>当社所定の手続きにより返還の申出がなかったため</u>にこの契約に基づく MRF 又は果実を返還しなかった場合</p> | <p>第 2 条 (申込方法)</p> <p>1 お客様は、<u>所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印しこれを当社に提出すること</u>によって契約を申込みさせていただきます。</p> <p>2 契約が締結されたときは、当社は直ちに MRF 累積投資口座を設定いたします。<u>なお、総合取引開始時に当社に届出されている印影をもって、当社へのお届け出印といたします。</u></p> <p>第 10 条 (申込事項等の変更)</p> <p>1 氏名、住所及び<u>お届け出印の変更等</u>申込事項に変更があったときは、お客様は<u>所定の用紙</u>によって遅滞なく当社に届出ていただきます。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 11 条 (その他)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>①<u>お届け出印の押印された所定の受領書と引換え又は別に定める契約に基づき、MRF 又は果実を返還した場合</u></p> <p>②<u>所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影がお届け出印と相違するため</u>にこの契約に基づく MRF 又は果実を返還しなかった場合</p> |

| (新) | (旧) |
|---|--|
| <p>②天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づくMR Fの買付け、<u>又は</u>、MR F又は果実の返還が遅延した場合</p> <p>3～4 (現行どおり)</p> | <p>③天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づくMR Fの買付け、<u>もしくは</u>、MR F又は果実の返還が遅延した場合</p> <p>3～4 (省略)</p> |
| 追加型投資信託累積投資約款 | |
| <p>第2条 (申込方法)</p> <p>1 お客様は、<u>当社所定の方法</u>によって契約を申込みしていただきます。ただし、<u>すでに他の累積投資口において契約が締結されているときは</u>、第1回目の払込みをもってお客様からのお申出により契約の申込みが行われたものとし、<u>申込書の提出は不要</u>といたします。</p> <p>2 契約が締結されたときは、当社は直ちに追加型投信累積投資口座を設定いたします。</p> <p>第10条 (申込事項等の変更)</p> <p>1 氏名<u>及び住所等</u>の申込事項に変更があるときは、お客様は当社所定の方法により遅滞なく当社に届出いただきます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第11条 (その他)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>①<u>当社所定の方法</u>により返還の申出がなかったためにこの契約にかかる追加型投信を返還しなかった場合</p> <p>②天災地変その他不可抗力により、この契約にかか</p> | <p>第2条 (申込方法)</p> <p>1 お客様は、所定の<u>申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印し、これを当社に提出することによって契約を申込みしていただきます。ただしすでに他の累積投資口において契約が締結されているときは</u>、第1回目の払込みをもってお客様からのお申出により契約の申込みが行われたものとし、<u>申込書の提出は不要</u>といたします。</p> <p>2 契約が締結されたときは、当社は直ちに追加型投信累積投資口座を設定いたします。<u>なお、総合取引開始時に当社に届出されている印影をもって、当社へのお届出印といたします。</u></p> <p>第10条 (申込事項等の変更)</p> <p>1 氏名、<u>住所及びお届出印の変更等</u>申込事項に変更があるときは、お客様は当社所定の<u>用紙</u>により遅滞なく当社に届出いただきます。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第11条 (その他)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>①<u>お届出印の押印された所定の受領書と引換え又は別に定める契約に基づき、この契約にかかる追加型投信を返還した場合</u></p> <p>②<u>所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影が届出印と相違するためこの契約にかかる追加型投信を返還しなかった場合</u></p> <p>③天災地変その他不可抗力により、この契約にかか</p> |

| (新) | (旧) |
|---|--|
| <p>る追加型投信の買付け、もしくは返還が遅延した場合</p> <p>3 (現行どおり)</p> | <p>る追加型投信の買付け、もしくは返還が遅延した場合</p> <p>3 (省略)</p> |
| アセット・アクセル取扱約款 | |
| <p>第4条 (申込方法)</p> <p>お客様は、当社所定の<u>方法</u>により申込みを行い、当社が承諾した場合に、本サービスを利用できます。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>第5条 (申込内容の変更)</p> <p>お客様は、当社所定の<u>方法</u>により、申込内容の変更を行うことができます。</p> | <p>第4条 (申込方法)</p> <p>お客様は、当社所定の<u>申込書に必要事項を記入のうえ、署名・捺印し、これを当社に提出し、当社が承諾した場合に、本サービスを利用できます。</u></p> <p>①～② (省略)</p> <p>第5条 (申込内容の変更)</p> <p>お客様は、当社所定の<u>書面に必要事項を記入のうえ、署名・捺印し、これを提出することにより、申込内容の変更を行うことができます。</u></p> |
| 投資信託受益権振替決済口座管理約款 | |
| <p>第3条 (振替決済口座の開設)</p> <p>1 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の<u>方法</u>によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当社は、お客様から<u>当社所定の方法</u>による振替決済口座の開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る<u>承諾</u>があったものとして取扱います。</p> <p>第5条 (当社への届出事項)</p> | <p>第3条 (振替決済口座の開設)</p> <p>1 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「<u>総合取引申込書</u>」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当社は、お客様から「<u>総合取引申込書</u>」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る<u>書面の提出</u>があったものとして取扱います。</p> <p>第5条 (当社への届出事項)</p> |

| (新) | (旧) |
|---|---|
| <p>総合取引の申込み時に届出された住所、氏名又は名称及び生年月日、法人の場合における代表者の役職、<u>氏名及び共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日<u>及び共通番号</u>等とします。</p> <p>第 6 条 (振替の申請)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が定める所定の日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に<u>記入</u>のうえ、ご提出ください。</p> <p>①～⑤ (現行どおり)</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>第 12 条 (届出事項の変更手続き)</p> <p>1 氏名又は名称、法人の場合における代表者の役職、<u>氏名、住所及び共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、印鑑証明書、戸籍抄本、住民票の写し等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示<u>いただく</u>ことがあります。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第 1 項による変更後は、変更後の氏名又は名称、住所<u>及び共通番号</u>等をもって、氏名又は名称、住所<u>及び共通番号</u>等とします。</p> <p>第 19 条 (免責事項)</p> <p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> | <p>「総合取引申込書」に押印された印影、記載された住所、氏名又は名称及び生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、<u>印鑑</u>、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>第 6 条 (振替の申請)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が定める所定の日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に<u>記名及びお届出印による押印</u>のうえ、ご提出ください。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>第 12 条 (届出事項の変更手続き)</p> <p>1 <u>お届出印を紛失したとき、又はお届出印、氏名若しくは名称</u>、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、印鑑証明書、戸籍抄本、住民票の写し等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示<u>願うこと</u>等があります。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第 1 項による変更後は、変更後の<u>お届出印</u>、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって<u>お届出印</u>、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>第 19 条 (免責事項)</p> <p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① (省略)</p> <p>②<u>依頼書、諸届その他の書類に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の</u></p> |

| (新) | (旧) |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>②災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責に帰すべき事由によらず記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合</p> <p>③前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合</p> <p>④第 18 条の事由により当社が臨機の処置をした場合</p> | <p>取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合</p> <p>③依頼書に使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合</p> <p>④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合</p> <p>⑤前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合</p> <p>⑥第 18 条の事由により当社が臨機の処置をした場合</p> |
| 特定口座に係る上場株式等保管委託約款 | |
| <p>第 2 条（特定口座開設届出書等の提出）</p> <p>1 お客様が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、<u>当社所定の方法</u>により、特定口座開設届出書を提出（当該届出書に記載すべき事項の提供を含みます。以下、特定口座に関連する届出書等について租税特別措置法及び関連政省令に同様の定めがある場合において同じ。）</p> <p>しなればなりません。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> | <p>第 2 条（特定口座開設届出書等の提出）</p> <p>1 お客様が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、<u>特定口座開設届出書を提出</u>しなければなりません。</p> <p>2～3 (省略)</p> |
| 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 | |
| <p>第 3 条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）</p> <p>1 お客様が租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 2 項及び同法施行令第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出（当該届出書に記載すべき事項の提供を含みます。以下、源泉徴収選択口座に関連する届出書等について租税</p> | <p>第 3 条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）</p> <p>1 お客様が租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 2 項及び同法施行令第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。</p> |

| (新) | (旧) |
|---|---|
| <p>特別措置法及び関連政省令に同様の定めがある場合において同じ。)しなければなりません。</p> <p>2 (現行どおり)</p> | <p>2 (省略)</p> |
| <p>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</p> | |
| <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出(当該届出書に記載すべき事項の提供を含みます。以下、非課税口座に関する届出書、依頼書等について租税特別措置法及び関連政省令に同様の定めがある場合において同じ。)するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間で当社が定める期間に提出してください。また、「非</p> | <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間で当社が定める期間に提出してください。また、「非</p> |

| (新) | (旧) |
|---|--|
| <p>くは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間で当社が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行なわれていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>2～6 (現行どおり)</p> | <p>課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行なわれていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>2～6 (省略)</p> |

以上